

産業廃棄物の3R（発生抑制やリサイクル等）に効果のある施設整備を支援します！

令和8年度

新潟県発生抑制・リサイクル施設整備事業

募 集 要 領

対 象

県内の事業者が行う、産業廃棄物の発生抑制・リサイクルに効果的な施設の新設又は改善する事業

募集期間

令和8年4月20日（月）から6月30日（火）まで

※募集終了後、予算残額がある場合は、追加募集を行う場合があります。

問 合 せ 先

新潟県環境局資源循環推進課 資源循環企画係

電話 025-280-5160 FAX 025-280-5740

E-mail ngt030330@pref.niigata.lg.jp

新潟県環境局資源循環推進課

令和8年4月

目 次

I	事業の概要	1
1	事業の目的・趣旨	
2	補助対象者	
3	補助対象事業	
4	補助対象経費、補助率、補助金額	
5	補助対象期間	
II	申請手続等	2
1	事前相談	
2	事業計画書の提出	
3	応募期間	
4	提出方法	
5	申請の取下げ	
6	事業の変更、中止等	
7	審査	
8	補助事業の公表	
9	事業の遂行状況報告	
10	事業の経過報告	
III	留意点	4
1	廃棄物処理法上の取扱い	
2	申請に係る留意事項	
3	採択後の留意事項	
IV	スケジュール（予定）	5

I 事業の概要

1 事業の目的・趣旨

循環型社会の形成に寄与することが大きいと認められる産業廃棄物の発生抑制・リサイクルのための施設の整備に対し補助を行うことにより、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用を促進し、リサイクル等産業の振興を通じて循環型社会の構築を図ることを目的とし、新潟県補助金交付規則及び新潟県発生抑制・リサイクル施設整備事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、補助金を交付します。

2 補助対象者

補助対象者は、次のいずれにも該当する事業者の方です。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人の方で、産業廃棄物を排出又は再生事業を行う事業者（事業を予定している方も含みます。）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第5項第2号イからへまでの各規定に該当しない事業者
- (3) 県税を滞納するなど法令に抵触し助成が適当でないと認められる事業者ではない事業者
- (4) 事業を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有する事業者

3 補助対象事業

対象事業は、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルのための施設（発生抑制については専用のものに限る。）を新設又は改善する事業で、以下の条件をすべて満たすものです。ただし、当該年度において同時に他の補助金等の交付を受けているものは補助の対象となりません。

- (1) 新潟県内で排出された産業廃棄物が、取扱廃棄物（災害廃棄物を除く。）量の3/4以上（重量）であること。

取 扱 廃 棄 物 量	
県 内 産 業 廃 棄 物	一 般 廃 棄 物
3 / 4 以上	県 外 産 業 廃 棄 物
	1 / 4 以下

- (2) 産業廃棄物の発生抑制・リサイクルの効果が高く、県内地域への波及効果が見込めるものであること。
- (3) 事業に伴い発生する環境負荷について、低減対策が十分とられていること。
- (4) 焼却施設等廃棄物の減量・減容にとどまるものではないこと。

<補助対象事業に係る留意事項>

- 発生抑制とは自らの事業所から産業廃棄物の排出量を抑制する行為、リサイクルとは産業廃棄物の再資源化や製品化に資する行為です。
- 発生抑制には最終処分を目的に行われる破碎や焼却、脱水は含まれません。

4 補助対象経費、補助率、補助金額

この補助金の交付の対象となる経費、補助率、補助金額は下表のとおりです。

経費の区分	経費の内容	補助率	補助金額
直接工事費	工事の施工に必要な材料等の購入に要する経費及び、工事の施工に必要な水道、光熱、電力料等の直接経費	3分の1以内 (廃プラスチック類のリサイクル等に係るものは2分の1以内) ※千円未満切捨て	100万円以上 1,500万円以下
間接工事費	請負工事に要する経費		
測量・設計費	工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等に要する経費		
設備費	工事の施工に直接必要な機械器具の購入、据付、撤去、修繕及び製作等に要する経費		
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費（人件費を除く。）		

※ 補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択された場合であっても補助金要望額全額の交付をお約束するものではありません。また、審査の結果により配分が異なることがあります。

5 補助対象期間

補助対象期間は、交付決定の日から令和9年3月31日までです。

なお、交付決定前に着手した事業は、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

II 申請手続等

1 事前相談

事業計画が補助対象事業に該当するか、事前に確認をさせていただきます。事業計画書の提出前に必ず新潟県環境局資源循環推進課にご相談ください。

2 事業計画書の提出

交付要綱第7条で定める事業計画書を紙媒体（1部）及び電子データ（資料一式をPDFファイルにしたもの）で提出してください。なお、事業計画書には、事業内容が分かる関係書類を添付してください。

3 応募期間

応募は下記の募集期間により受け付けます。

■令和8年4月20日（月）から6月30日（火）まで

※募集終了後、予算残額がある場合は、追加募集を行う場合があります。

4 提出方法

必要書類を確認しますので、事前にご連絡のうえ下記の提出先までお越しく下さい。なお、提出いただいた書類については申請を取り下げの場合を除き、返却しませんのでご了承ください。

<提出先>

新潟県環境局資源循環推進課資源循環企画係（県庁13階）
（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

5 申請の取下げ

補助金の交付に当たっては、事業計画書を審査し、必要に応じて、条件を付す場合があります。交付の内容に不服があるときは、交付決定通知受理後20日以内に、補助金の交付の申請を取り下げることができます。

6 事業の変更、中止等

補助金の交付決定後、次のような事態が生じた場合には、承認又は報告が必要になります。

- (1) 補助事業の経費の配分の変更又は事業の内容を変更する場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

7 審査

補助事業者の決定に当たっては、学識者や専門家等で構成する委員会において、プレゼンテーション審査を行います。書類審査を通過した事業者の方へは、プレゼンテーション審査日時等を別途連絡します。

なお、審査は「発生抑制・リサイクル効果、資源循環利用の効果」「事業実効性」「環境負荷対策」「先駆性」「環境保全活動」「その他」等の観点で総合的に行い、予算の範囲内で採択します。事業計画書の作成に当たっては、その内容が明確に分かるように留意してください。

8 補助事業の公表

採択された事業については、事業者名、事業名、事業計画概要、補助金額等を県ホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

9 事業の遂行状況報告

補助事業として採択された場合は、遂行状況報告書（交付要綱別記第8号様式）を補助金の交付決定年度の12月31日現在において作成し、翌年1月15日までに1部を提出してください。

10 事業の経過報告

補助事業として採択された場合は、補助事業終了後3年間は、当該事業の進捗状況や成果等について報告していただきます。補助事業者の方は、経過報告書（交付要綱別記第13号様式）を毎年4月30日までに1部を提出してください。

Ⅲ 留意点

1 廃棄物処理法上の取扱い

廃棄物の取扱いについては、廃棄物処理法等の関係法令に違反することがないように、所管する県または市町村の廃棄物担当課と十分協議し、事業計画書を策定してください。なお、施設設置や処分業の許可が必要な場合は、事業計画期間内に許可の取得が確実に見込まれるかという点について、十分に確認してください。

2 申請に係る留意事項

- 事業計画書（交付要綱別紙第2号様式の別紙1）の「4. 事業効果等」については、明確な根拠に基づく効果等を記載してください。
- 提出された書類に不備があった場合や内容が不明確な場合には、担当者からご連絡しますので、速やかに対応できるような体制をお願いします。
- 審査の途中経過に関するお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

3 採択後の留意事項

- 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行ってください。
- 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存してください。
- 補助事業により取得もしくは効用の増加した財産については、事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効率的な運用を図らなければなりません。また、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の処分制限期間内にある取得財産等については、財産管理台帳（交付要綱別記第1号様式）及び関係書類を当該処分期間が経過するまでの間、保管してください。

IV スケジュール（予定）

募集開始から、補助金の交付に係る流れは次のとおりです。

募集終了後、予算残額がある場合は、追加募集を行う場合があります。

<スケジュール>

内容	実施主体	時期
応募（事業計画書の提出）	事業者	R8.6.30 まで
書類審査	県	R8.7 中旬
プレゼンテーション審査	事業者 県	R8.7 下旬
補助事業者の決定・通知	県	R8.8 月上旬
交付申請・交付決定	事業者 県	R8.8 中旬
事業遂行状況報告	事業者	R9.1.15 まで
事業実績報告	事業者	補助事業が完了した日から起算して 10 日を経過した日 又は令和 9 年 4 月 5 日のいずれか早い期日まで
補助金額の確定	県	実績確認後
補助金の交付	県	実績確認後
事業経過報告	事業者	毎年度 4 月 30 日まで（事業完了後 3 年間）